

農林水産省告示の一部改正について (種苗法の規定に基づき重要な形質を定める件)

(平成18年5月31日農林水産省生産局長通知)

18生産第1326号

第1 種苗法施行規則(平成10年農林水産省令第83号。以下「施行規則」という。)
の一部改正(平成18年農林水産省令第53号)の内容について

1 改正の概要

(1) 外国語による品種登録出願への対応(施行規則第3条及び別記様式第1号関係)

- ① 改正前の施行規則第3条第1項は、品種登録出願に関する書面は原則として日本語で書くこととしていたところである(なお、同条第2項において、委任状その他の書面であつて、外国語で書いたものには翻訳文を添付することを要する。)
- ② 今回の同条第1項の改正は、アルファベットで書かれた外国人の住所・氏名等を翻訳させる必要性は小さいこと、植物新品種の保護に関する国際条約(以下「UPOV条約」という。)において、同一の品種についてはすべての締約国において同一の名称で登録することとされていること等にかんがみ、出願者及び出願品種の育成をした者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願品種の名称については、日本語表記の例外として、ローマ字(アルファベットの大文字及び小文字で表記できる外国語)表記での出願を認めるものである。

(2) 願書等の提出通数の変更(施行規則第4条関係)

- ① 改正前の施行規則第4条は、願書及び説明書について、正本1通のほか、副本各1通を提出することとしていたところである。
- ② 今回の同条の改正は、栽培試験を実施する独立行政法人種苗管理センターに対して速やかに副本を送付し、栽培試験の準備の前倒しを図るなどして審理期間の迅速化を図るため、出願に際して副本各2通を提出することとしたものである。

なお、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して品種登録出願をする場合は、副本の提出は不要である(改正後の別記様式第1号(別添2)の「提出物件及び添付書面の目録」欄参照)。

(3) 品種登録の公示事項の変更(施行規則第13条関係)

- ① 改正前の施行規則第13条第7号は、登録品種の育成をした者の氏名に加え、その住所又は居所を公示することとしていたところである。
- ② 今回の同条の改正は、登録品種の育成をした者については、その氏名のみを公示し、その住所又は居所を公示の対象から除外することとしたものである。

(4) 指定種苗の集取の区分及び指定種苗検査結果報告書の様式の変更(施行規則第25条及び別記様式第14号関係)

- ① 施行規則第25条は、種苗法(以下「法」という。)第53条の2第1項の規定により農林水産大臣が独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターに集取させる指定種苗の区分について定めている。
- ② 今回の施行規則第25条の改正は、同条の指定種苗の区分を法第2条第6項の規定に基づいて指定種苗を定めている平成17年5月20日農林水産省告示第920号に合わせるとともに、独立行政法人種苗管理センター及び独立行政法人家

畜改良センターが法第53条の2の規定に基づく指定種苗の検査を行った場合の報告書の様式（別記様式第14号）について、その内容を改めるものである。

③ 改正後の別記様式第14号は別添1のとおりである。

（5）農林水産植物の区分の変更（施行規則別表第1関係）

① 法は、品種登録の要件である「区別性」（法第3条第1項第1号）を判定する基準となる「重要な形質」（法第2条第2項）について、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて農林水産省令で定める区分ごとに定めることとし（同条第7項）、施行規則が農林水産植物の区分を定めている（施行規則第1条及び別表第1）。改正前の同表は、ほおずき属の植物を「その他の多年草」の区分に分類して規定していたところである。

② 今回の同表の改正は、近年、食用品種の出願が増加しているほおずき属の植物の出願に対応するため、農業資材審議会の意見を聴いた上、「その他の多年草」とは別に「ほおずき」の区分を新設するものである。

（6）品種登録願書及び説明書の様式等の変更（施行規則別記様式第1号及び同第2号関係）

① 施行規則別記様式第1号は品種登録願書の様式を、同第2号は説明書の様式をそれぞれ定めている。

② 今回の改正は、品種登録願書及び説明書の様式を「植物の新品種の保護に関する国際同盟」の定める標準書式に沿ったものとするため、その様式を変更するものである。

③ 改正後の別記様式第1号は別添2、同第2号は別添3のとおりである。

2 公布日

平成18年5月30日

3 施行期日

（1）平成18年8月1日に施行される改正規定

上記1（1）（外国語による品種登録出願への対応）、（2）（願書等の提出通数の変更）及び（6）（品種登録願書及び説明書の様式等の変更）の各改正規定は、同年8月1日から施行する。

特に、同日以降に農林水産大臣が受理する品種登録出願は、改正後の願書（別添2）及び説明書（別添3）の様式によることになるので、出願者各位におかれては御留意願いたい。

（2）公布日（同年5月30日）に施行された改正規定

上記1（3）（品種登録の公示事項の変更）、（4）（指定種苗の集取の区分及び指定種苗検査結果報告書の様式の変更）及び（5）（農林水産植物の区分の変更）の各改正規定は、公布日である同年5月30日から施行された。

第2 品種登録規則（平成10年農林水産省令第86号。以下「登録規則」という。）の一部改正（平成18年農林水産省令第54号）の内容について

1 改正の概要

(1) 改正前の登録規則第16条第1項は、育成者権に関する登録の申請に関する書面は原則として日本語で書くこととしていたところである（なお、同条第2項において、委任状その他の書面であって、外国語で書いたものには翻訳文を添付することを要する。）。

(2) 今回の同条第1項の改正は、外国語で書かれた住所・氏名等を翻訳させる必要性は低いこと、UPOV条約において、同一の品種についてはすべての締約国において同一の名称で登録することとされていることにかんがみ、申請者等の氏名及び住所、登録品種の名称等については、日本語表記の例外として、ローマ字（アルファベットの太文字及び小文字で表記できる外国語）表記での申請を認めるものである。

2 公布日

平成18年5月30日

3 施行期日

公布の日（平成18年5月30日）

第3 平成10年12月11日農林水産省告示第1909号（種苗法の規定に基づき重要な形質を定める件）の一部改正（平成18年農林水産省告示728号）の内容について

1 改正の概要

(1) 法は、品種登録の要件である「区別性」（法第3条第1項第1号）を判定する基準となる「重要な形質」（法第2条第2項）について、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて農林水産省令で定める区分ごとに定めることとし（同条第7項）、施行規則が農林水産植物の区分を定め（施行規則第1条及び別表第1）、平成10年12月11日農林水産省告示第1909号（種苗法の規定に基づき重要な形質を定める件）において当該区分ごとに重要な形質を具体的に定めている。

(2) 今回の同告示の改正は、ペラルゴニウム及びほおずきについて、改正前の告示において定められていなかった重要な形質に関して既存品種との区別性が認められる品種の出願に対応するため、農業資材審議会の意見を聴いた上、次のとおり、両区分に係る重要な形質を変更し、又は新設するものである。

① ペラルゴニウムに係る重要な形質の変更

ペラルゴニウム属の植物について、「葉の香り」及び「花柄の色」を重要な形質として追加する。

② ほおずきに係る重要な形質の新設

ほおずき属の植物について、新たに「ほおずき」の区分を新設した上、「ほおずき」に係る重要な形質を規定する。

2 公布日

平成18年5月30日

3 施行期日

公布の日（平成18年5月30日）